

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められるとともに、同年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 8 月まで

私は、昭和 52 年 1 月 11 日に同年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料を一括納付した。そして、同年 4 月から A 局に勤務することになり、同年 5 月から同年 8 月については国民年金と厚生年金保険の保険料を重複して支払っている。社会保険事務所からは重複した期間の国民年金保険料については還付しているとの回答があったが、私は還付された憶えがない。当時の私の預金通帳にも還付金が振り込まれた記録はないので、還付されたということは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書により、申立人は昭和 52 年 1 月 11 日に同年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料を一括納付したことが確認できる。

また、申立人は国民年金に加入後のすべての領収書と預金通帳を保存しているとしているところ、申立人から提出された申立期間当時の取引履歴が記載された預金通帳には還付の記録が無い。

さらに、B 市 C 区役所の被保険者名簿、社会保険庁の特殊台帳及び社会保険事務所の還付整理簿によると、申立期間に係る国民年金保険料が付加保険料も含めて、昭和 52 年 5 月及び同年 6 月の 2 か月分と、同年 4 月、同年 7 月及び同年 8 月の 3 か月分の 2 回に分けて、それぞれ別の時期に還付されたとの記録が確認できるが、申立人の厚生年金保険被保険者期間は同年 5 月からとされているところから、同年 4 月の国民年金保険料については社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたものであ

るとともに、申立期間に申立人が所属した事業所は1か所であったにもかかわらず、2回に分けて還付が行われたことについての合理的な理由が見当たらない。

加えて、上記被保険者名簿の納付記録等の欄では、申立期間は納付済みとされたままで、還付された記載が無いなど、当時の行政側の記録管理の不備がうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は昭和52年4月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められるとともに、同年5月から同年8月までの国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、近所の方の勧めもあり昭和 48 年 2 月から国民年金に任意加入した。その当時保険料の納付組織があり、納付組織を通じて保険料を納付していた。申立期間については、「A 市国民年金保険料納入控帳袋」に 3 か月分の保険料額と 3 月 31 日に受領した旨の記載があり、集金人の B 氏の受領印が押されている。

この事実から納付したのは、間違いはないはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の納付を示す資料として、納付組合が作成した「A 市国民年金保険料納入控帳袋」を提出しているところ、同控帳袋には、申立期間 3 か月分の保険料を昭和 50 年 3 月 31 日に集金人の B 氏に納付したことを示す記載と同氏の受領印が押されている上、記載された保険料額は、当時の国民年金月額保険料 3 か月分と一致している。

さらに、申立人と同地区に居住する C 氏から、「A 市国民年金保険料納入控帳袋」に記載されている B 氏は 2 軒隣に居住し、申立期間当時国民年金保険料の集金の仕事を行っていたとの供述を得ている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年11月までの期間、58年4月から同年9月までの期間及び平成2年9月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年11月まで
② 昭和58年4月から同年9月まで
③ 平成2年9月から3年3月まで

申立期間①当時は家族で農業をされており、国民年金保険料は、納付組合で母親と一緒に納めてくれていた。両親は既に亡くなっているが確かに納めてくれていたはずだ。

申立期間②及び③については納付組合に自ら保険料を納付したと思う。未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和35年12月に、当時申立人と同居していた申立人の母親と連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の母親は、加入していた納付組合「A」を通じて国民年金保険料をすべて納付しており、当時、申立人と同地区に居住し、同納付組合で保険料を納付したと推認される7人すべてが36年4月から納付済みとなっていることが確認でき、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②及び③については、申立期間①と同じ納付組合において申立人についての国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できるが、申立期間②及び③はそれぞれ6か月、7か月と比較的短期間であるとともに、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されている上、申立人に生活上の特段の変化も認められないことから、納付組合が申立期間②及び③の申立人についての保険料を未納のままとすることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1344

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金への加入は、私が 20 歳になった昭和 37 年 6 月ごろに、私の父親が A 町の役場で手続を行った。申立期間当時の納付は、私は仕事をして収入があり、定期的に銀行で納めていた。

私は今までに区役所から国民年金保険料の未納で連絡を受けたことは無く、定期的な納付を行ってきたのに申立期間の 3 か月のみが未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳に到達した昭和 37 年 6 月に国民年金に加入して以来、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直後となる 50 年 4 月から第 3 号被保険者となる 61 年 4 月までは国民年金に任意加入し、国民年金から厚生年金保険への切替手続も適切に行うなど、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人が提出した年金手帳及び国民年金保険料納付書兼領収書から、申立期間の前後の期間については、ほぼ納付期限内に納付されていることが確認できることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 46 年 2 月に夫の転勤に伴い、A 市から B 市に転居したが、その際、同市役所で国民年金の住所変更の手続を行うとともに、6 か月分の保険料を一括納付した。

その後、数回にわたって転居を行ったが、国民年金保険料は漏れなく納付してきた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月に国民年金に任意加入するとともに、夫の転勤に伴い 9 回にわたって住所の変更を行っているところ、申立人が所持する国民年金手帳の記録から、いずれも国民年金の住所変更の届出を適切に行っていることが確認できる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、昭和 43 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金の任意加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金制度への理解は深く、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、B 市に転居した際に国民年金の住所変更の手続を行うとともに、6 か月分の保険料を納付したと供述しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の記録から、昭和 46 年 2 月 4 日に B 市に住所変更をした記録及び 45 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付したことを示す検認印の押印記録が確認でき、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さなどを踏まえると、46 年 1 月から同年 3 月までの保険料を併せて納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年8月から40年3月まで

私の国民年金については、亡母が加入手続及び保険料の納付をしていたものと思われる。私の国民年金の加入及び保険料の納付については、亡母から私に全く知らされておらず、年金請求時に国民年金保険料が納付されていたことを知った。私の姉二人も、国民年金の加入及び保険料の納付については亡母から知らされていなかったが、姉二人の国民年金加入期間については保険料が完納になっており、私だけが申立期間に国民年金に未加入となっているのはおかしい。

昭和39年4月からA組合に勤務していたが、1年間は見習いとして社会保険が無く、40年4月からB共済組合に加入した。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人が20歳になった時に同居していた姉二人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月以前に連番で払い出され、国民年金制度発足時の同年4月から国民年金保険料が納付されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は、20歳に到達した直後の38年5月1日に払い出されており、同年4月から国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立人及び申立人の姉二人の国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったとする母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は8か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和39年4月からA組合に勤務していたが、最初の1年間は見習期間であり、40年4月までは社会保険に加入していなかったと供述しているとともに、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえると、39年8月1日にあえて国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったとは考え難く、当該期間についても国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年9月まで
② 昭和44年7月から45年3月まで
③ 昭和45年4月から48年3月まで

20歳になって勤務したA社には、厚生年金保険の適用が無かったので国民年金に加入した。昭和41年※月に結婚し、元夫はB町（現在は、C町）役場に勤めていたが、私は国民年金の加入をやめずに、保険料は、毎月、元夫に渡して納付していた。最近、年金特別便が来たので確認したところ、43年4月1日に国民年金被保険者資格の喪失手続きがなされており、会社退職後の45年4月1日に国民年金被保険者資格の再取得手続きがなされていることが判明した。

しかし、申立期間については、国民年金保険料を納付しており未納はない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年5月27日に払い出されていることが確認でき、申立人は、20歳に達した37年※月から64歳になる平成18年※月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、当該加入期間の一部については付加保険料を納付するなど申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間③については、申立人に係る社会保険事務所の記録によれば、昭和43年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失後、45年4月1日に任意で国民年金被保険者資格を再取得していることが確認でき、任意加入した

にもかかわらず、その直後の期間である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、申立人は、41年※月に結婚し、B町役場に勤めていた元夫に毎月、国民年金保険料を渡して納付していたと申し立てているところ、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を元夫に依頼して納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間③については、C町役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、社会保険庁のオンライン記録で未納と記録されている昭和47年度の納付欄に12か月分の国民年金保険料の納付を示す「12」が記載されていることが確認でき、行政側における記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

一方、申立期間①及び②については、申立人は、昭和43年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、45年4月1日に被保険者資格を再取得していることから、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い上、当該申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
国民年金保険料については、毎月、集金人が自宅に集金に来てくれており、息子の妻と一緒に納付していた。申立期間の 3 か月分の保険料のみ未納とされていることに納得できないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人は昭和 42 年 2 月 21 日にその息子の妻と一緒に国民年金の任意加入手続をしたことが確認でき、申立人は、60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後において、申立人の生活状況に大きな変化は無く、申立期間の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
国民年金保険料については、毎月、集金人が自宅に集金に来てくれており、夫の母親と一緒に納付していた。申立期間の 3 か月分の保険料のみ未納とされていることに納得できないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人は昭和 42 年 2 月 21 日にその夫の母親と一緒に国民年金の任意加入手続をしたことが確認でき、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後において、申立人の生活状況に大きな変化は無く、申立期間の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から41年1月まで
② 昭和48年10月及び同年11月
③ 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、夫が集金人に納付したり、銀行で納付したりしていたと思うので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A町（現在は、B町）が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和39年12月25日から44年8月16日までの期間に「不在被保険者」であること、及び同年8月16日に申立人の所在が判明したことの記録が確認でき、申立人の所在が判明した時点において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、C市D区が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和41年11月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、48年12月27日に同資格を取得していることが確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人の配偶者は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きが遅れたことから、申立人の国民年金保険料を納付できなかった可能性がある旨を供述している。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間③については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録から、当該期間前後の約 19 年間の保険料が納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人が当該期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私は、独身時代の昭和48年2月ごろ、現在のA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、納付用紙のようなもので期限内に、自分で区役所内の銀行か郵便局でA市に納めたと思う。納付した金額などは憶^{おぼ}えていないが、国民年金加入期間のうち、申立期間のみが未納とされていることに納得できない。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付済みであり、国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付用紙のようなもので、A市B区役所内の銀行又は郵便局を通じて納付したと申し立てているが、この申立内容は、同市における国民年金保険料の納付方法である納付書納付方式による収納方法と一致している。

さらに、申立人は、昭和48年2月に国民年金に加入した後、申立期間を含む同年4月から51年1月までの期間について、仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（B社を経て、現在は、C社）D工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、同喪失日は20年10月1日、B社D工場における同取得日は同年10月1日、同喪失日は23年4月1日とすることが必要である。

なお、昭和19年10月から23年3月までの標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和19年4月から23年3月まで勤務したA社D工場（E工場とも言っていた。）の記録が無いことが分かった。F国民学校を卒業後、担任の先生の命により同社に入社し、会社が閉鎖されるまで働いた。

勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) C社のホームページにより、A社は昭和18年に設立され、20年にB社に商号変更し、24年まで存在していたことが確認できること、ii) G社のホームページにより、個人経営のH社が19年1月にA社D工場となり、20年8月にB社D工場となり、23年1月に個人経営のH社に戻っていることが確認できること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚が、「昭和19年3月に国民学校を卒業してすぐに、申立人と一緒にA社D工場に入社した。同社は、E鋳物工場とも言っていた。」と供述していること、iv) 申立人が「当時、A社D工場があった。」と供述している場所に現在居住しているE姓の者が、「自分が現在住んでいる場所は、当時はA社の鋳物工場だった。」と供述していること、v) C社の担当者が、「戦時中は、空襲から逃れるために、各地に工場を疎開させていた。鋳物工場の疎開先としてE鋳物工場が指定されていても何ら不自

然ではない。」と供述していること、vi) 申立人は、「昭和 19 年 4 月に入社し、丸 4 年間勤務し、23 年 4 月ごろの新規入社の際に閉所式を行って会社は閉鎖された。」と具体的に供述していることから判断すると、申立人が申立期間においてA社D工場及びB社D工場に勤務していたと認められる。

また、社会保険事務所はA社D工場及びB社D工場の厚生年金保険被保険者名簿を保管していないが、これは両事業所を管轄する社会保険事務所が火災にあった際に焼失したものと考えられる上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、昭和 19 年 6 月 1 日にA社D工場における厚生年金保険被保険者資格を取得している者が確認できるところ、申立人についても、事業所名は不明であるものの、同日に同被保険者記号番号が払い出されていることが確認できるとともに、申立人が名前を挙げた同僚 3 人にも同被保険者記号番号が払い出されており、うち二人は申立人と同日に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人の上記被保険者記号番号が払い出されているのは昭和 19 年 6 月 1 日であるが、厚生年金保険法の改正により、女性従業員が厚生年金保険被保険者の対象とされることとなったのは同年 10 月 1 日からであり、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までは同法改正のための準備期間であった。

加えて、A社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 20 年 10 月 1 日に同被保険者資格を喪失している者が確認できる上、社会保険事務所の記録によれば、B社本社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 10 月 1 日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まではA社D工場、同年 10 月 1 日から 23 年 4 月 1 日まではB社D工場の厚生年金保険被保険者であったと認められる。

なお、昭和 19 年 10 月から 23 年 3 月までの期間の標準報酬月額については、申立人は、「給与はずっと同じであった。」と供述していること、及び社会保険事務所が保管するA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人と同日に被保険者資格を取得した申立人と同年齢の被保険者の標準報酬月額の記録から、20 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 27 年 8 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で継続して勤務していた昭和 27 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間についての加入記録が無かった。

在籍証明書からも継続して勤務していたことは明らかであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が発行した在籍証明書、同社からの「労働条件・雇用形態・勤務の継続性・一体性等の観点から、関連資料及び周辺事情より判断すると、給与支払い及び厚生年金保険料控除が行われたと推定できる。」との回答、及び申立人が名前を挙げた同期入社と同僚から「申立人は申立期間においても継続して勤務しており、待遇等に変化は無かったはずである。」との供述が得られていることなどから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 27 年 4 月のA社における標準報酬月額は、当時の最高である 8,000 円であり、同年 8 月 1 日の資格取得時の適用事業所における被保険者期間中の 29 年 5 月 1 日に行われた標準報酬の制度改正においても、改正後の最高である 1 万 8,000 円への改

定が行われていることが確認できることから、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月21日から同年3月8日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に継続して勤務していた昭和48年2月21日から同年3月8日までの期間についての加入記録が無かった。

継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、C健康保険組合の加入記録、B社からの「資料は残っていないが、会社の登録上の喪失にならない以上、厚生年金保険料について、所定の個人負担分を計上し、給与控除していたと思われる。」との回答、及び申立人が名前を挙げた同僚から「申立人は、申立期間において、管理職として継続して勤務していた。」との供述が得られていることから判断すると、申立人が継続してA社に勤務し（昭和48年2月21日にA社D事業部から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和48年3月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格取得手続に誤りがあったことを認めていることから、事業主が昭和48年3月8日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和28年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月6日から同年11月1日まで

A社には、昭和28年10月6日から同年10月31日までの期間も在籍していたことは明らかなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が提出した申立人の人事記録、及び同事業所から「厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る届出、厚生年金保険料の控除及び納付については、根拠資料に乏しく不明だが、申立期間も間違いなく勤務していたことから給与は支払われていたはずであり、申立期間以外はきちんと厚生年金保険料が納付されていることから、申立期間の1か月分についても源泉控除し、納付していたと推定される。」との回答が得られていることから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年11月1日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年9月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、上記のとおり、事業主は納付していたと推定されるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業
主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し
て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ
とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月及び同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月1日から同年8月20日まで
昭和42年の寒い時期からA社に勤務していた。厚生年金保険料については給与明細書のとおり、給与から控除されていたことは間違いない。
申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された同僚の名前を挙げるとともに、昭和42年4月28日に投票が行われたB町長選挙での貸切りによる運転業務等の供述を具体的に行っていることから、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出した厚生年金保険料の控除を記載する昭和42年3月分の給与明細書の氏名は申立人の氏名と1字異なるものの、当該事業所に係る社会保険事務所の記録及び同僚の供述においても、他に該当する者がいないことから、当該給与明細書は申立人の給与明細書であると推認される。

さらに、昭和42年1月8日に発生した申立事業所の火災により、社員台帳及び賃金台帳を含む関係資料が焼失していること及び給与事務等の担当者が同年1月初めに退職により交代していることに加え、同僚の供述から、同年1月から当該事業所に厚生年金保険被保険者となるべき社員として勤務していた者の名前が健康保険厚生年金保険被保険者名簿に無いことから、当該事業所の社会保険事務所への届出に不備があった可能性も否定できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 3 月及び同年 4 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立人が名前を挙げる複数の同僚は、申立人について承知していないとしており、申立人の勤務実態等に係る供述を得ることができない上、申立人の申立期間のうち昭和 42 年 3 月及び同年 4 月を除く期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額、及び昭和 42 年 3 月に当該事業所に就職した同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿における健康保険の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 3 月及び同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月1日から同年4月1日まで
年金記録を照会したところ、昭和37年3月6日から59年11月7日まで勤務したC社における厚生年金保険被保険者資格のうち、39年3月1日から同年4月1日までの期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
当該期間はA社からC社に異動した時期であるが、勤務期間に空白は無く、継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する従業員名簿及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立てに係るD社（現在は、C社）の関連会社に継続して勤務し（昭和39年4月1日にA社からC社E出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年2月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年3月10日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所（現在は、C社B所）における資格取得日に係る記録を同年3月10日、資格喪失日を同年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和22年3月10日から同年10月3日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間に勤務していたA社B所に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けた。

60歳に達した時にも社会保険事務所に確認したが、「B所の職員は厚生年金保険ではない。」との返事であり、どこで調べればよいのか分からず、そのままになっていた。

C社B所から勤務証明書をもらい添付しているので、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社B所が保管する申立人に係る人事記録において、「採用、本工員、昭和22年3月10日」、「解職、昭和22年12月3日」と記載されていることが確認でき、同社への照会の結果によると、同社は、申立人に係る昭和22年3月10日から同年12月3日までの期間の在職証明書を発行するとともに、「申立人は、本工員（正社員）として常用的雇用関係にあり、本工員である以上、例外なく厚生年金保険に加入しており、申立人についても厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。」と供述している。

また、申立人が「申立期間当時は申立事業所内の工場において軌道に関連する部品の製造に従事していた。」と供述する申立事業所における仕事内容について、申立事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申

立期間と同時期（昭和 22 年 3 月）に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚に聴取した結果、「確かに申立人が供述しているような仕事をしている部署があった。」「そこまで仕事の内容を記憶しているのなら、勤務していたことは間違いない。」との供述が得られている。

さらに、申立人は、「申立期間直後の昭和 22 年 10 月には、A社B所に正式な退職届を出さずに他事業所に勤務しており、10 月分の給与はもらっていない。退職日が同年 12 月 3 日となっているのは、会社が私の退職を確認した日付ではないか。」と供述していること、及び雇用保険の加入履歴において同年 11 月 17 日に申立事業所とは異なる事業所において雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立事業所の給与体系（社会保険料の翌月控除）を考慮すると、事業主が厚生年金保険料を給与から控除したのは同年 8 月分までであると推認される。

これら事実及び関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 22 年 3 月から同年 8 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 9 月 1 日から同年 10 月 3 日までの期間については、前述のとおり、申立人自身が同年 10 月分の給与はもらっていないと供述していること、及び申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料を所持しておらず、このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和 22 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、申立人と同時期に入社し同様の業務に従事していた同僚に係る社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「正社員として常用的雇用関係にある以上は、例外なく全員が厚生年金保険に加入しており、申立人についてのみ保険料を納付していないはずはない。」としているものの、被保険者資格の取得及び喪失に係る届出書類は保管しておらず、納付事実を立証することができないことから不明であるとしている。しかしながら、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 3 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社B支店（現在は、C社）に係る被保険者記録では、申立人は、昭和43年10月15日から44年1月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格取得日を43年10月15日とし、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月15日から44年1月1日まで

昭和43年10月1日付けでA社D工場から同社B支店に営業職として転勤を命ぜられた。社会保険事務所において、厚生年金保険料徴収に係る時効のために年金の給付につながらないと説明されたが、同社に継続して勤務していたことは間違いなく、また、給与から厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認め、その間の年金を給付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、A社D工場において昭和43年10月15日に同被保険者資格を喪失し、同社B支店において同日に同被保険者資格を取得していることが確認できる。ただし、同名簿の備考欄には、同日から44年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条により取得訂正された旨の記載が確認できることから、当該期間については、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅し、同条の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、上記期間について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしいと申し立てているものであるが、雇用保険の加入記録及び申立人が提出した給与明細書により、申立人はA社に昭和39年3月17日から60年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年1月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料がないため不明と回答しているが、社会保険事務所の記録によれば、昭和46年1月1日を資格取得日として届け出た申立人を含む複数の被保険者について、同年5月26日に、資格取得日を44年1月1日として訂正しており、時効の範囲で遡及^{そきゆう}訂正したことがうかがえ、事業主は、46年2月ごろ当初の届出を行ったと考えられることから、事業主は申立てどおりの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月15日から同年8月17日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C支店に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和42年3月にA社C支店に配属され、同年8月中旬に同社D店に異動するまで、継続して同社C支店において勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日の昭和42年3月5日にA社C支店における厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の供述、申立期間において同社D店における被保険者資格が確認できる同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和42年8月17日にA社C支店から同社D店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社C支店における雇用保険の資格喪失日及び厚生年金保険の資格喪失日、並びに同社D店における雇用保険の資格

取得日及び厚生年金保険の資格取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格得喪日を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和21年6月20日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を120円とするとともに、申立人の同社C工場における資格喪失日に係る記録を23年12月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を同年7月は600円、同年8月から同年11月までは5,700円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月1日から19年6月1日まで
② 昭和21年5月20日から同年6月20日まで
③ 昭和23年7月16日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間①及び②に係る被保険者記録が無く、同社C工場に勤務していた申立期間③に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、A社が提出した申立人の在籍証明書、申立人の同僚の供述及び同事業所の回答内容から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和21年6月20日にA社B工場から同社C工場に異動し、23年12月1日に同社C工場から同社D支店に異動）、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和21年4月の社会保険業務センターの記録から、120円、申立期間③

の標準報酬月額については、申立人の同社C工場における23年6月の社会保険事務所の記録及び同社C工場における申立人の同僚の社会保険事務所の記録から、同年7月は600円、同年8月から同年11月までは5,700円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料は保存されておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社が提出した在籍証明書により、申立人が申立期間①において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人のA社B工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和19年6月1日となっており、申立期間①における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人が記載されている前後に記載されている20人についてその被保険者資格取得日を確認した結果、i)うち8人は申立人と同日の昭和19年6月1日、ii)申立人と同様に同社B工場の記録が確認できる同僚を含む12人は同年10月1日となっており、同年6月1日より前に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できない。

さらに、A社では、「当時、申立人が勤務していたことは確認できるが、厚生年金保険料の控除については関係資料が無く不明である。」と回答している上、当時の同僚等の連絡先も不明であり供述を得ることができないことから、当時の事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年9月までの期間及び56年5月から59年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年12月から50年9月まで
② 昭和56年5月から59年9月まで

私は、昭和46年4月ごろ、A市から通知が来たので親に勧められて国民年金に加入した。集金人が毎月自宅に来て国民年金保険料を集金していたこともあるし、郵送で国民年金保険料納付書が送られて来たときには郵便局や農協に納めにも行った。また、1年分まとめて国民年金保険料を納めた記憶もある。

国民年金保険料の未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月に払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は昭和56年5月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行わなかったために未加入期間となった期間であると考えられる上、60年6月1日に、A市が国民年金未加入者に対して行った職権適用により国民年金被保険者資格を再取得した時に生じた未納期間であることが確認できる。

さらに、昭和60年6月1日に、国民年金被保険者資格を再取得した時点において、申立期間②のうち、56年5月から58年3月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、58年4

月から 59 年 9 月までの期間は過年度納付以外の方法では納付することができない期間であるとともに、62 年 1 月 26 日に、その時点でさかのぼって納付することが可能な申立期間②直後の 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立期間②は時効により納付することができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧^{あいまい}である上、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月及び同年 9 月

申立期間の国民年金保険料については、昭和 53 年 8 月 11 日に A 区役所で納付していたことを示す領収書があるにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 8 月 11 日に A 区役所において申立期間を含む同年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付しているとして、申立期間に係る国民年金保険料の領収書を添えて申し立てているが、申立人は、同年 8 月 26 日に外国に転居していること、及び申立期間は日本国内に在住していないことが改製原戸籍附票により確認できることから、同日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、申立期間は国民年金の被保険者でなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金保険料還付整理簿には、昭和 53 年 11 月 21 日に申立期間に係る国民年金保険料を還付したことを示す記録が明確に記載されており、同還付金額は申立人が納付したとする国民年金保険料額と一致しているなど、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金保険料の還付に係る連絡先として、申立人の実家の住所及び電話番号が記載されており、申立人の国外転居に伴い、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る還付請求手続を行ったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1354 (事案 440 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から45年4月まで

私の国民年金保険料は母親が自身の保険料と併せて納付していた。母親が私の年金手帳を保管していたことを記憶している。母親が自身の保険料だけを納付していたとは考えられない。

調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明であること、及び国民年金の加入手続の時期等から申立期間は保険料を納付することができない時期であることとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、母親から申立人の国民年金手帳を保管していると聞いたことがあり、また、申立人の国民年金保険料は母親が納付していたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 39 年の秋ごろ、国民年金制度について知り、すぐにA市役所で加入
手続をし、国民年金保険料については、さかのぼって納付するように言わ
れたので、37 年から 39 年の秋ごろまでの保険料を納付し、細長い領収書を
もらった。

その後、昭和 45 年にB町に転居したが、52 年に同町役場から、国民年金
保険料の納付期間が 4 年足りないので特例納付で納付すれば全期間納付し
たことになるとの通知があった。

国民年金の加入手続時に昭和 37 年から未納になっている国民年金保険料
を納付したはずなので、納付期間が 1 年足りないのなら分かるが、4 年足
りないというのは納付できず、すぐにA市役所に調べに行ったが、国民年
金保険料納付の領収書が無いため受け付けてもらえなかった。領収書は無
いが、「昭和 41 年から国民年金手帳がかわります。」と記載された封筒を
所持しており、その封筒で 42 年 6 月に、新しくなった国民年金手帳が送ら
れてきた。手帳が替わることを知らせてくるということは、その前から国
民年金に加入し、既に国民年金手帳を持っていたことになると思うので、
国民年金保険料の納付記録を調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の
国民年金手帳記号番号が昭和 42 年 6 月 9 日にA市において払い出されている
ことが確認でき、この時点では、申立期間については、時効により国民年金保
険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出
されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人がさかのぼって納付したと記憶する国民年金保険料の額は、実際に納付した場合の保険料額とは相違しており、申立人の主張を裏付けるものとは考えにくい。

さらに、申立人が所持する封筒の裏面には、「昭和 41 年 4 月から国民年金手帳がかわります。」との印刷があるが、封筒に貼られた郵便料金計器証紙の日付から、当該封筒は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 6 月 9 日の直後の同月 19 日に送付されたことが確認でき、41 年 4 月に更新された国民年金手帳が更新から 1 年以上経過した 42 年 6 月に送付されたとは考え難く、申立人が国民年金に加入したことに伴い、新規の国民年金手帳が送付されたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

昭和36年12月までA社で働いていたが、37年1月にB市へ転居した。転居後、国民健康保険の加入申請のために同市役所に行った時に市職員らしい担当者から「国民年金制度ができて国民健康保険と合わせて加入することになっているので、国民年金にも加入してください。」と言われて、国民年金に加入した。同年4月ごろから国民年金保険料の集金に来るようになり毎月納付した。保険料の集金時は現金を渡したが、領収書等^はもらっておらず、集金人がノートのようなものに何かを貼り付けていた。

現在持っている昭和39年11月19日発行の国民年金手帳は、加入してからずいぶん後に納付書と一緒に送られて来たもので、そのころから納付書で納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年11月ごろと推認されるとともに、申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日は、同年11月19日であることから、このころ国民年金の加入手続が行われたことが推認でき、このほか申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、同手帳の昭和36年4月から39年3月までの国民年金印紙検認記録欄には検認印は押されておらず、同年4月から41年3月まで同欄にはA市の検認印が押されていること、及びA市は、「納付書による納付は、昭和46年度から集金による納付と併用で開始されている。」と回答していることから判断すると、申立人の国民年金保険料は、39年11月ごろ国民年金手帳記号番号

の払出し後、同年4月にさかのぼって集金により納付が開始されたものと考えられ、A市が保管する国民年金被保険者名簿においても、当該手帳の記録と同様に同年4月から納付が開始されていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳が発行された昭和39年11月の時点では、申立期間の一部（昭和37年4月から同年9月までの期間）は時効により納付できない期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年12月まで
昭和36年に現在のA市B区C町で自営店を開店した。

国民年金には制度開始当初より加入し、2、3か月に1回、現在のB区役所に国民年金保険料の納付に行っていた。

国民年金保険料の納付は、固定資産税と同様に、年に何回かに分けて納付しており、固定資産税が納付すべき期間の納付を飛ばして納付できないのと同様、国民年金保険料についても国民年金加入当初から納付書により、順番に納付していた。

その後、自営店の2号店を同区Dに開店し、両店の経営は忙しく、昭和47年か48年ごろに体調を崩したため、店の経営を他人に依頼して、数回、E市の娘の自宅に半年から1年間ほど滞在した。

その間の国民年金保険料は納付できなかったため、昭和50年ごろ、B区役所で相談したところ、今なら一括で納付すれば大丈夫と言われ、11年間くらいの期間の国民年金保険料をすぐに一括納付し、安心していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金制度開始当初より2、3か月に1回、現在のB区役所に国民年金保険料の納付に行ったと主張しているものの、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月に払い出されていることが確認できるのみで、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時期において、申立期間の一部の期間（昭和47年4月から48年6月までの期間）は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるものの、当該時期は第2回特例納付の実施

時期であり、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳により、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から申立期間直前の 47 年 3 月までの期間（11 年間）の国民年金保険料は特例納付されていることが確認でき、当該特例納付に係る保険料額は、申立人が一括納付したと主張する 11 年分の保険料とほぼ一致する。

さらに、申立人は、一括して納付したのは 1 回のみであると供述しており、仮にその後の第 3 回特例納付の実施時期に申立期間の国民年金保険料を含めて 36 年以降の期間の国民年金保険料を一括して納付したとすると、当該期間の国民年金保険料の納付に必要な金額は、申立人が保険料として納付したと主張する金額とは大きく相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から8年3月まで

私と妻は会社（A社）を経営していて、会社が社会保険適用事業所でなくなったため、平成5年2月に、厚生年金保険から国民年金への変更手続を行った。妻には国民年金保険料の納付記録があるのに、私には保険料の納付記録がない。

私の国民年金保険料は会社が私の給料から預かり、会社で納付していた。会社の預り金集計表にも私達夫婦二人分の国民年金保険料が記載されており、妻と一緒に国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年2月の厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金への種別変更を行い、妻とともに申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しており、申立人が提出したA社の「預り金集計表（平成6年4月から8年3月）」において、申立期間のうち6年6月から8年3月までの期間に二人分の国民年金保険料相当額が記載されていることが認められる。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳には国民年金被保険者資格取得日の記載が無く、社会保険庁が保有する被保険者記録照会及びB市C区が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人、その妻及び長男は平成5年2月に同一事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立人の妻及び長男の国民年金手帳記号番号は長男が同年4月、妻が6年5月ごろに払い出されていることが推認されるものの、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

また、社会保険庁が保有する被保険者記録照会により、申立人の妻及び長男に係る平成6年6月から8年3月までの国民年金保険料は同一日に納付され

ていることが確認できることから、上記の「預り金集計表」に記載されている二人分の国民年金保険料相当額は、申立人の妻及び長男の国民年金保険料であると考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について明確に記憶しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年2月まで

昭和56年10月に会社勤めを辞めた後、自営業を始めたが、友人から年金を受給するためには年金加入期間が25年以上必要であると聞き、社会保険事務所で調査したところ、年金加入期間が1年ほど不足していたために、平成3年2月ごろ、未納になっている過去2年分の国民年金保険料をまとめて社会保険事務所に持参し自分で納付した。

納めた金額は手元にあった現金数十万円を持って行ったような記憶がある。申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成3年2月ごろに、さかのぼって一括納付したと主張しているが、社会保険庁の被保険者記録照会により、申立人の国民年金手帳記号番号は5年2月前後に払い出されていることが推認され、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間の大部分の期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る社会保険庁の納付記録により、申立期間直後の平成3年3月の国民年金保険料が過年度納付されていること、及び5年4月から9年1月までの期間の保険料が前納されていることが確認できることから、申立人は5年4月ごろに国民年金に加入し、同年4月から国民年金保険料の納付を開始したと推認され、その時点で、過年度納付が可能な3年3月から5年3月までの国民年金保険料を一括納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金への加入手

続に関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続をしたとする申立人の妻も申立人の国民年金の加入時期等の記憶が明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年12月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から58年12月まで

私は、昭和43年に個人事業を始め、国民年金に加入した。

当時は隣組で国民年金保険料を集金しており、無理をしても保険料を納めていたが、その後、経営上の理由から全額免除をお願いした。

数年後、経営も上向いたので市役所に行き、免除してもらっていた期間の保険料の納付書を作成してもらい、全額を一括納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が申請免除のままとなっており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人及びその妻に係る特殊台帳により、申立人及びその妻は申立期間を含む昭和56年10月から60年3月までの期間について、いずれも申請免除の記録となっていることが確認される。

また、申立人の妻は、申立人及び自身の申請免除及び追納は夫婦一緒にしたと供述しているとともに、社会保険庁の被保険者記録により、申立人及びその妻の申立期間直後の昭和59年1月から61年3月までの免除期間の追納申出日はいずれも平成6年1月14日と記録されていること、及び申立人の妻は、昭和59年1月から同年3月までの免除期間及び同年4月から61年3月までの免除期間の国民年金保険料をそれぞれ平成6年1月24日及び同年3月30日に追納していることが確認できることから、申立期間の保険料を一括納付したとする申立人の記憶は昭和59年1月から61年3月までの免除期間の保険料を追納したことであると推認される。

さらに、申立人の妻に係る申立期間の国民年金保険料も申請免除の記録のままとなっていることから、申立人及びその妻に係る昭和59年1月から61年

3月までの免除期間の保険料が追納された時期において、申立期間の国民年金保険料は10年を経過しているため、時効によりいずれも追納できなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 53 年 3 月まで

私が 20 歳くらいのころ、母親が A 町（現在は、B 市）役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。

国民年金保険料は、集金人が毎月、自宅に集金に来ていた。

当時は、母親、長兄、姉と私の 4 人で店を経営しており、経済的にも保険料を納付できないことはなく、母親が同居の子供たち 3 人の保険料を納付していた。

長兄と姉は申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が昭和 38 年ごろに申立人の国民年金への加入手続を A 町役場で行ったと主張しているところ、A 町を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿では申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。一方、他の社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、申立人が A 町から C 市 D 区に転居した後の 53 年 5 月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間は 180 か月と長期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、母親が昭和 38 年ごろに申立人の国民年金への加入手続を行い保険料を納付していたと主張しているものの、53 年 5 月に国民年金に加入直後に 38 年 2 月及び 3 月の保険料を特例納付したと供述しており、国民年金に加入した直後には同年 2 月及び 3 月は未納であったことを申立人は認識し

ていたことが推認でき、申立人の主張に不自然さがうかがわれる。

さらに、申立人が昭和 53 年に国民年金に加入をした時点では、申立人の 60 歳到達時までの納付可能期間は 298 か月であり、納付済期間は無かったことから、国民年金に加入直後に不足する 2 か月分の保険料を特例納付し、申立人の年金受給資格取得に必要な最低限の納付期間である 300 か月を満たしたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月 1 日から 25 年まで
(A社)
② 昭和 25 年から 26 年 3 月 31 日まで
(B社)
③ 昭和 28 年 2 月 1 日から 36 年 9 月 30 日まで
(C社)

昭和 23 年 3 月に D 大学工学部を卒業し、請われて A 社に入社した。身体が弱かったので、健康保険証を持参して病院に行っていたことを記憶している。辞職後、公務員としてではないが、当時の国所管の事務所に勤務した。

また、A 社に勤務していた期間中に、B 社には技術者がいないということで、短期間ではあるが、同社に出向のような形で勤めていたように思う。

さらに、当時、国所管の事務所でも仕事らしい仕事は無く、遊んでいるような状態だったので、従兄が経営している C 社に請われて転職した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶する事業所名称及び事業主名が法人登記の記録と一致し、申立期間①において A 社が既に設立されていたことから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していたと主張している A 社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、A 社は既に解散しており、事業主の連絡先は不明であり、申立人は「事業主は既に死亡している。」と供述しており、当時の事情について

確認することができない。

さらに、法人登記の記録により名前が確認できる役員4人のうち、一人について社会保険庁のオンライン記録により他の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、A社における同記録は確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人が記憶する事業所名称及び事業主名が法人登記の記録と一致し、申立期間にB社が既に設立されていたことから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していたと主張しているB社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、B社は既に解散しており、事業主の連絡先は不明であり、当時の事情について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人が記憶する事業所名称及び事業主名が法人登記の記録と一致し、申立期間にC社が既に設立されていたことから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していたと主張しているC社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、C社は既に解散しており、事業主は既に死亡しており、当時の事情について確認することができない。

さらに、申立人が入社する以前からC社に勤めていたとして申立人が名前を挙げた同僚（申立人の実弟）から、「自分は昭和22年ごろであると思うが、C社に名称変更される前のD社の時から勤め始めており、D社に勤務していた期間については厚生年金保険の記録もある。C社にも勤めたが、同社に社会保険は無かったので、自分も同社における厚生年金保険の記録は無い。兄は自分より後から同社で勤めた。」との供述が得られている。

- 4 申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人のこれら申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人に係る旧台帳においても、オンライン記録どおりの厚生年金保険の被保険者記録しか確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月から36年3月まで

A市のB社に昭和35年7月から36年3月まで勤めており、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社に勤務していたと申し立てているが、申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前がある同僚は、申立人について明確に記憶しておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態等に関する同僚の供述を得ることができない。

また、当該事業所では、申立期間当時、申立人が勤務していたことを確認できる資料を保管しておらず、申立人が勤務していたのか否かは不明であるとしており、人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 25 日から 31 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 6 月 1 日にA社に就職し、同事業所が解散するまでの間、途中で退職や再就職はしていない。

しかし、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の4人の同僚の供述からも、申立内容を確認できる事情は見当たらず、申立人が申立期間において同事業所に勤務していた可能性をうかがうことができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人が昭和29年5月25日に被保険者資格を喪失した後、31年8月1日に被保険者資格を再取得しており、当該資格喪失日（昭和29年5月25日）から当該資格再取得日（昭和31年8月1日）までの間には、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、被保険者名簿では、上記の申立人の資格喪失日と同時期にA社の被保険者資格を喪失している者は申立人以外に8人が確認でき、その内の二人については、12か月経過後に同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を再取得している。

加えて、申立人が「いつの時期か憶^{おぼ}えていないが、業務命令により、途中で一定期間、A社の倉庫からB社の工場の一角に作業場所を変更されたことがあったが、勤務形態や業務内容に変更は無かった。しかし、作業場所の一時的な変更の理由や目的は現在でも分からない。」と供述していることから、社会

保険事務所が保管するB社の被保険者名簿（資格取得日が昭和 24 年 4 月 1 日から 32 年 10 月 1 日までの申立期間を包含する期間）についても調査したが、申立人の名前を確認することができない。

なお、法務局が保管する法人登記簿謄本によれば、A社は「昭和 49 年法律第 21 号附則第 13 条第 1 項の規定により、昭和 49 年 10 月 1 日解散」と記録されており、当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は無く、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することはできない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶も無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 20 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 平成 14 年 4 月 29 日から 16 年 4 月 1 日まで

申立期間①に係るA社については、転勤もあって 26 か月間は勤務したはずであり、申立期間②に係るB社については、平成 16 年 3 月まで勤務したことを憶^{おぼ}えている。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該期間においてA社に勤務していた可能性は認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人に係る標準報酬等級の変せん欄には、昭和 34 年 2 月の資格取得時決定の記録はあるが、35 年 10 月の定時決定の記録が無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 43 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の賃金台帳等の資料も見当たらず、当時の事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②については、公共職業安定所が保管するB社の雇用保険被保険者記録によれば、申立人に係る離職日が平成 14 年 4 月 28 日とされており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の前日であることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を退職日として記録したことは

考え難く、事業主の届け出どおりになされたものとするのが自然である。

また、B社が保管する雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）には、離職年月日欄に「平成14年4月28日」、離職票交付年月日欄に「平成14年4月30日」、離職理由の具体的事情記載欄に「一身上の都合」と記載されている。

さらに、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人に係る資格喪失年月日欄に「平成14年4月29日」と記載されている上、同事業所が保管する申立人に係る乗務員の情報を記録した台帳には、平成14年4月28日退職の旨の記載がある。

加えて、社会保険庁が保管するB社の被保険者縦覧照会回答票には、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失年月日が「平成14年4月29日」と記載されている。

- 3 両申立期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 15 日から 38 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に係る加入記録は昭和 38 年 5 月 2 日からである旨の回答であった。

A社については、昭和 37 年*月*日に誕生した長男の出産祝いの席で、隣家の同社に勤務する方の妻から同社が従業員を募集していることを聞き、紹介を依頼し、同年 9 月 15 日から勤務したと記憶しており、回答には納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述等により、申立期間において期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和 38 年 5 月 2 日に厚生年保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、A社を紹介した同僚は、「私は、入社当初は臨時工で雇われ、入社してから相当期間が経過した後に厚生年金保険に加入した。また、申立人は臨時工で採用されたし、申立人より先に入社した同じ部署の同僚が申立人の入社時には厚生年金保険に未加入だったので、申立人についても入社と同時に厚生年金保険に加入したとは思えない。」と供述しており、また、別の同僚は、「入社後しばらくは厚生年金保険に加入しておらず、他の部署に配属されてようやく加入したと記憶している。申立人とは一緒に勤務したことは記憶しているが、申立人の勤務期間、身分、厚生年金保険の加入については分からない。」と供述していることから、A社は、すべての従業員を入社後すぐに厚生

年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

さらに、A社は、社会保険事務所の記録によれば、昭和44年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の人事記録等による申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月1日から37年12月31日まで
② 昭和59年12月1日から平成2年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。申立期間①については、A社に勤務していた期間であり、また、申立期間②については、B社に勤務していた期間である。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は不明であることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料（人事記録、賃金台帳等）を得ることができない上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、同僚の一人は、当該事業所の当時の従業員数は20人以上であったと供述しているが、上記の被保険者名簿により確認できる被保険者数は数人であったことから、当該事業所では申立期間当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

2 申立期間②については、雇用保険被保険者記録により、申立人が昭和 62 年 12 月 1 日から平成元年 8 月 15 日までの期間に B 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料（人事記録、賃金台帳等）を得ることができない上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が名前を記憶している同僚は、すべて死亡しているか住所が不明であるため、申立期間当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月31日から28年8月1日まで
社会保険事務所の記録では、私が昭和27年12月末から28年7月末まで勤務したA社B支店における厚生年金保険被保険者記録が無い。私は同社C支店から同社B支店へ転勤し、その後、D県にあるE社へ転勤した。確かに同社B支店に在籍していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚は、「申立人とはA社C支店で一緒に勤務しており、途中で申立人は同社本社である同社B支店に転勤した。その後、D県のE社でも一緒に勤務していた。」旨供述していること、同社B支店のみに被保険者記録がある同僚の名前を記憶していることから、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明であり、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料（人事記録、賃金台帳等）を得ることができない上、社会保険庁が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が勤務していたという同社B支店に申立期間中在籍していた同僚一人から聴取したが、申立人のことは記憶しておらず、他に連絡先が判明する同僚はいない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 18 日から 32 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が昭和 32 年 10 月に支給決定されている。
私は、昭和 32 年 3 月ごろから同年 9 月ごろまで入院しており、退職の手続も脱退手当金の請求手続も行ったことが無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す脱退手当金の支給月、支給金額及び支給決定日が記載されているとともに、申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 32 年 8 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 10 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 人に支給記録が確認でき、そのいずれの者も資格喪失後 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 32 年 10 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人に対する脱退手当金の支給決定時期は、通算年金制度創設前である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 5 日から 50 年 5 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間前後に申立人が勤務していた別の事業所における雇用保険被保険者記録は確認できるが、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所では、「当時を知る事務職員は既に退職しているため申立ての事実を確認できないが、厚生年金保険の加入記録が無いのであれば、申立人は正社員ではなかったのではないか。」と回答しており、同事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人の資格取得日は昭和 50 年 3 月 2 日と記載された上から二重線で抹消されており、実際には

届出されていないことが確認できる。

なお、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月から 22 年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場において、技能工として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険に女子が加入できるようになったのは昭和 19 年 10 月 1 日からであるが、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人のA社B工場における同日以降の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、A社に照会したところ、「当時のB工場の被保険者台帳を保管している弊社C所に調査を依頼したが、当該台帳に申立人の氏名を見つけることはできず、在籍を確認することはできなかつた。」と回答している上、A社B工場に勤務していた申立人の同僚二人に聴取したところ、いずれも、「申立人の名前に記憶は無く、厚生年金保険の適用については分からない。」と供述しており、このほか、申立人が名前を挙げた当時の同僚については連絡先が不明であり供述を得ることができないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月1日から54年7月30日まで
② 昭和61年12月1日から平成2年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A医院に勤務していた両申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、医療業務等に従事していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録が確認できることから、当該期間において申立人がA医院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が提出した昭和54年1月4日に撮影した写真に写っている同僚10人のうち、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同日における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は5人のみである上、このうち聴取することができた同僚一人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間までは記憶していない。申立人はパート勤務だったように記憶しており、正規職員以外は、試用期間があったのではないかと思う。」と供述していることから、当時、同事業所では雇用形態によって厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

なお、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳により、

申立人は、申立期間①において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録が確認できることから、当該期間において申立人がA医院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成2年8月1日となっていることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた申立人の同僚一人は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、具体的な勤務期間については分からない。申立人はパート勤務だったように記憶しており、厚生年金保険にはパート勤務以外の正社員が加入していたのではないか。」と供述していることから、当時、同事業所では雇用形態によって厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間②において国民年金の被保険者となっており、昭和63年10月から平成元年2月までの期間、同年4月から2年3月までの期間及び同年4月から同年7月までの期間については、国民年金保険料の申請免除期間となっている上、同庁の申立人の配偶者の健康保険被扶養者記録によれば、申立人は、昭和63年9月21日から同年12月21日まで同配偶者の健康保険被扶養者であったことが確認できる。

3 社会保険事務所の記録によれば、A医院は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、当時の事業主の配偶者に照会したところ、「申立人が二度勤務していたことは記憶しているが、申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している。

また、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 3 月 30 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 5 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社及びB社に勤務していた両申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る関係資料等は無く、勤務実態等の確認はできないが、当時、正社員については、厚生年金保険の加入手続を行っており、これら正社員とは別に、独立して請負者になった者、臨時雇用の者、見習期間の者が 10 人程度いた。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚 3 人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適

用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人がB社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間②における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間②の一部期間について、A社における雇用保険被保険者記録が確認できるものの、B社における雇用保険被保険者記録は確認できない。

なお、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間②における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、B社では、「申立人に係る関係資料等は無く、勤務実態等の確認はできないが、当時の正社員に係る退職者名簿は残っており、同名簿に申立人の名前が確認できないことから、正社員ではなかった可能性が高い。」と回答している上、同事業所に勤務していた同僚3人に聴取したところ、一人は、「当時、正社員以外に職業訓練生がいたことは記憶しているが、申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」、残りの二人は、「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。